

令和5年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

| | | | | |
|------|---------------|----------------|--------------|--------------|
| 委員会名 | 総務委員会 | | | |
| 参加委員 | ◎宮下省二 西沢逸郎 | ○石合祐太 久保田由夫 | 矢島昭徳 半田大介 | 堀内仁志 土屋勝浩 |

◎委員長、○副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

小浜市では、「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」が日本遺産第1号の認定を受けており、継続審査において重点支援地域に認定されている。
上田市においても、現在認定を受けている日本遺産について、今後の活動の参考になるようにしていきたい。

2 実施概要

| | | |
|------------------------------|---|-----------|
| 実施日時 | 視察先 | 福井県小浜市 |
| 令和5年8月1日(火) 13時30分～15時00分 | 担当部局 | 産業部 文化観光課 |
| 視察事業名 | 小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会について | |
| 報告内容 | <p>1 視察先の概要 福井県小浜市は、県の南西部に位置。北は若狭湾に面し、海岸線の一部は「蘇洞門(そとも)」を有するリアス式海岸となっている。 面積 233.11 km²、人口 28,622 人(令和4年)</p> <p>2 視察先の特徴 古代より大陸との交易により陸揚げされた物産を、近江・京都・奈良に送るための街道の起点となった港町。 京都へ鯖を輸送した「鯖街道」の街並みや食・祭礼等の文化遺産は、日本遺産第1号の認定を受けた。 地場産業は若狭塗で塗箸生産では日本一。</p> <p>3 視察事項について ① 日本遺産認定の経過について 小浜市の文化財保存活用行政の歩み H13:「食のまちづくり条例」制定 H15: 御食国若狭おばま食文化館開館 H18: 若狭の社寺の世界文化遺産暫定リスト登載への取組 小浜西組の重要伝統的建造物群保存地区への取組 H20～H23:「歴史文化基本構想(小浜市・若狭町)」策定</p> | |

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。小浜市・若狭町共同作成。

H24～H26：食と文化の総合調査

（食を切り口に民族文化財調査）を実施

市民と協働での旭座活用事業、旭座専門調査事業

H26：「和食」がユネスコ無形文化遺産になる。

H27：御食国若狭おばま食文化館展示リニューアル

日本遺産の第1号に認定

若狭塗箸と食育がミラノ万博へ出展

H28：芝居小屋旭座の移転復原

② 小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会メンバー

| | |
|--------|-------------------|
| 会長 | 小浜市長 |
| 副会長 | 若狭町長 |
| 代表幹事 | 若狭湾観光連盟会長 |
| 〃 | 福井県交流文化部文化・スポーツ局長 |
| 〃 | 福井県嶺南振興局長 |
| 〃 | 小浜商工会議所会頭 |
| 〃 | (株)まちづくり小浜 代表取締役 |
| 〃 | 若狭おばま観光協会 |
| 〃 | わかさ東商工会 |
| 〃 | 若狭三方五湖観光協会会長 |
| 〃 | 若狭町伝統文化保存協会会長 |
| オブザーバー | 全国街道交流会議代表理事 |
| 監事 | 小浜市会計管理者 |
| 監事 | 若狭町会計管理者 |

日本遺産活用推進協議会について

・ エリアマネジメントの決定機関

主要な協議会委員は、福井県・小浜市・若狭町の観光、商工業、まちづくりの主要団体長により構成。

エリアマネジメント、方向性の決定機関。

（シリアル型的意思決定）

・ シリアル型の個別事業を分科会運営

小浜市・若狭町に分科会を設立し、事業の主運営を担当。

現在はそれぞれの市町の分科会長が意思統一を図り、分科会の代表組織が自走事業を展開。

（それぞれの市町にフィットした事業展開）

・ 自走を担う団体

小浜市・・・DMO (株)まちづくり小浜
若狭町・・・クマツグ

協議会の収支について

・収入の部において平成 29 年度まで文化芸術振興費補助金が主な収入であったが、その後なくなり令和 3 年度から、文化庁の補助金がもらえるようになった。

・令和 4 年度の収入は、

| | |
|----------|-------------|
| 文化庁補助金 | 3,463,000 円 |
| 県負担金 | 1,600,000 円 |
| 小浜市負担金 | 800,000 円 |
| 若狭町負担金 | 800,000 円 |
| その他含めて合計 | 7,129,000 円 |

協議会の支出について

・令和 4 年度の支出は、

| | |
|----------------|-------------|
| 御食国アカデミー推進事業 | 1,668,200 円 |
| 鯖街道自転車旅事業 | 1,627,300 円 |
| インバウンド受入環境整備事業 | 3,413,042 円 |
| などが主な事業で | |
| その他含めて合計 | 7,129,000 円 |

③ 継続審査結果

平成 27 年度からの 6 年間の総合評価について

・計画目標の達成に対する評価においては、全体として概ね、設定した「計画評価指標」ごとの目標値について、直近の実績値が上回っている、又は、当該目標値を下回るものがあることにやむを得ない理由がある。

・日本遺産を通じた地域活性化計画評価においては、文化財保存活用地域計画の 10 年の長期視点・計画と、テーマ・エリア別の重点的取組、これらを担う民間事業主体の育成が、上手くかみ合っている。

DMO が核となって明確な方針が示されている。

成功事例として、京都のような観光地までもう一步のところまできているのではないかと感じられ、更なる向上に努め、成功要因を他の認定地域に横展開するような存在になることが期待できる。

以上の評価の結果、認定継続（重点支援地域）となる。

令和 4 年度には、日本遺産重点支援地域において今後の日本遺産事業のモデルを構築するため、文化庁による専門人材の派遣等による伴走支援にて、地域に応じた取組の提案及び実施がされた。これにより、日本遺産ストーリーを中心に据えた地域資

| | |
|---|---|
| | <p>源の潜在価値を一体で生かした文化観光を実現し、地域の活性化・観光振興を図られた。(観光音声ガイドの制作)</p> <p>令和5年度には日本遺産における魅力増進事業として、日本遺産の魅力増進のための取組を公募し、採択団体は上限1,500万円(10/10)で支援。重点支援地域は、審査において加点がある。本地域が採択されている。</p> <p>以上のように、重点支援地域に認定されると、公募事業は採択されやすくなる。</p> |
| <p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p> | <p>上田市においては、現在認定を受けている日本遺産について、さらに地域の認知の啓蒙に努めていくことはもちろんのこと、地域の盛り上がり、継続審査に向けて一つ一つの項目について、確実に評価が受けられるように日頃から努めていくことが求められる。</p> <p>評価結果として重点支援地域に認定されると、事業の認定も付きやすくなるし、補助金も付いてくる。魅力ある地域づくりのために積極的に日本遺産の認定を使い全国に発信し、インバウンドを意識した取組も大切であると思う。地域を挙げて、市を挙げて「レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～」のストーリーをしっかりと定着させ、次の世代へ伝えていくことが望まれる。</p> <div data-bbox="592 1122 1232 1592" data-label="Image"> </div> <p>御食国若狭おばま食文化館 (視察会場)</p> |

※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

令和5年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

| | | | | |
|------|---------------|----------------|--------------|--------------|
| 委員会名 | 総務委員会 | | | |
| 参加委員 | ◎宮下省二 西沢逸郎 | ○石合祐太 久保田由夫 | 矢島昭徳 半田大介 | 堀内仁志 土屋勝浩 |

◎委員長、○副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

上田市では、多くの施設が指定管理制度の下運営されているが、民間のノウハウを活用してサービス向上と経費削減につなげるという当初の目的は十分に果たされていない。桑名市では、一旦全ての指定管理施設を直営に戻すという決断をし、全てに公民連携を取り入れたところ、様々な公共施設の有効活用につながっている。上田市も指定管理にとらわれない新たな公民連携の手法を模索すべき時に来ているのではないかと。

2 実施概要

| | | |
|-----------------------------|--|------------|
| 実施日時 | 視察先 | 三重県桑名市 |
| 令和5年8月2日(水) 9時15分～11時15分 | 担当部局 | 市長公室 政策創造課 |
| 視察事業名 | 指定管理者制度の見直し及び公民連携によるネーミングライツについて | |
| 報告内容 | <p>1 視察先の概要</p> <p>桑名市は、三重県の北部に位置する人口14万人弱の都市であり、名古屋市から鉄道で約20分という利便性からベッドタウンとして発展を遂げてきた。平成16年12月に3市町が合併し新生桑名市が誕生。年間1,500万人が訪れるナガシマリゾートは全国的な人気レジャー施設となっている。また、食では「その手はくわなの焼き蛤」と歌われる焼き蛤が有名。日本一やかましい祭りと言われている石取祭は、ユネスコ文化遺産に指定されている。</p> <p>2 視察先の特徴</p> <p>桑名市は、他の市町村と同様に平成18年度から指定管理制度を取り入れてきたが、経常収支比率99.7%という厳しい財政状況から一旦全ての指定管理施設を直営に戻し、公民連携の手法をベースに新たな改革を進めてきた。結果、公共施設の民間活用が進むと同時に、経常収支比率も現在は90%前後にまで改善がなされた。公共施設の維持に苦慮している全国の自治体にとって模範といえる市である。</p> | |

| | |
|---|---|
| | <p>3 視察事項について</p> <p>桑名市は全ての指定管理施設を一旦直営に戻したが、その理由とメリット・デメリットはどうか。また、新たな手法と言われている公民連携の取組はどの様に進められているのか。具体的な成果も含めて検証する。また、ネーミングライツについて桑名市は平成 27 年から取組が始まっている。先進地として上田市に活かせるものはないか併せて視察をさせていただく。</p> |
| <p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p> | <p>1 指定管理者制度見直しの背景と考え方</p> <p>桑名市は、平成 18 年度に指定管理者制度を導入し、平成 30 年度には 42 施設まで拡大。これまでの総括として「運営がマンネリ化してきている」「利用者の声が直接届かなくなった」等の反省から、平成 31 年 4 月に一旦全ての施設を直営に戻すこととした。</p> <p>Q) 何故、全ての指定管理施設を一度に直営としたのか？</p> <p>A) 指定管理のままだと指定管理期間にとられることとなり、大胆な見直しが難しい。直営（委託）の方がより柔軟にスピード感を持った対応が可能。</p> <p>Q) 直営（委託）にするメリット・デメリットはどうか？</p> <p>A) メリットとしては、市が管理者となることでソフト・ハード両面からの見直しが可能となるため、統廃合を含めた早急な施設の見直しにつなげることができる。また、新たな手法によるサービス向上の可能性も広がり、現場の意識改革にもつながる。（指定管理料を毎年払っているだけでは施設サービスが改善されない。）</p> <p>デメリットとしては、職員の業務負担が増えたことが挙げられる。</p> <p>2 見直し後の取組</p> <p>①指定管理継続施設（3施設）</p> <p>市内にある共同浴場と複合施設計3施設を自治会やまちづくり協議会に再度指定管理（非公募）とした。→地域の人に運営してもらっているの、見直しの対象としなかった。</p> <p>②指定管理以外での運営（残りの施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清風園（養護老人ホーム）→市社協へ無償貸付 ・市営駐車場→民間売却（平成 31 年 4 月） ・体育館・プール→民間提案を受けてプロポーザルを実施 （小中学校水泳授業受入れを想定し屋内プールを先行整備） ・公園施設→サウンディング型市場調査を実施 （現在はパーク P F I を中心に検討中） |

3 公民連携を取り入れた背景

背景＝**人口減少**＋**公共施設の老朽化**＋**財政の悪化**

特に、財政状況については平成 26 年度の経常収支比率は 99.7%
類似団体と比べ 10%以上高い最悪の状況

→当時の市長が公民連携を目的として東洋大学大学院に職員を派遣
「稼ぐ改革」を合い言葉として行政改革を断行！

* 公民連携は財政基盤を確立し持続可能なまちづくりを進めるために不可欠な手法

* 公民連携の運営手法とは？

→PFI、PPP、コンセッション方式、指定管理者制度など

4 公民連携の進め方（歴史）

- ・平成 27 年度 公民連携担当部署創設（政策創造課）
- ・平成 28 年度 「コラボ・ラボ桑名」開設（ワンストップ窓口）

<コラボ・ラボ桑名の開設理由>

行政の思い＝行政から提案募集を行い、民間に対応してもらいたい
民間の思い＝提案があってもどの窓口に行けばいいかわからない、
いつでも自由に提案したい、企画段階から携わりたい

⇒公民連携の対話の場としてコラボ・ラボ桑名が誕生

- ・民間を対等なパートナーとして位置づけ WIN-WIN の関係を構築
- ・市が所有する全ての公共施設を対象とし、一覧でオープンデータに掲載。民間から随時提案を募集。

公民連携の実績：平成 28 年度から令和 4 年度までの 7 年間で民間からの提案は 218 件、そのうち実現に至った件数は 65 件（30%）

Q) 提案事業者が受託するケースはどのくらいあるのか？

A) 予算のかからない事業については随意契約で提案者にお願いする。予算が必要な事業については入札とするが、提案者に対しては提案を知的財産と捉え、審査には加点の優遇措置がされる。

Q) 提案の審査はどのように行うのか？

A) 課長クラスによる庁内審査を行い、最終判断は外部有識者を含めた選定委員会で審査・決定する。提案の中で対応できない事項については条例を変えて対応することもある。

5 公民連携の成功事例

①情報交流施設「又木茶屋」

入館者数の減少や物品販売の不振から平成 29 年度より休館

→市内福祉事業者からの提案により飲食事業を開始（施設は無償貸与）

→年間 450 万円の維持管理費が不要となると同時に、地域の活性化や障がい者雇用の受け皿となる。

②市役所駐車場

維持管理による赤字は年間 250 万円（稼働率 30%）
→サウンディング型市場調査
→プロポーザルにより「タイムズ」が選定
→維持管理費が不要となるばかりでなく、貸付料として年間 120 万円の歳入増。市役所利用者は引き続き無料。

③旧污水处理場の売却

年間の維持費 120 万円、解体には 4 億 7,000 万円かかるため、市内では売れないとの意見が多数
→サウンディング型市場調査に 2 事業者から提案
→5,005 万円で不動産開発業者に売却。固定資産税の増加にもつながるため、歳入確保と歳出削減の双方に効果あり。
* 上田市の旧産院の建物は、場所的にも優良な住宅地にあるため、現状のままでも民間売却は十分可能と感じた。

④健康増進施設（神馬の湯）

平成 15 年に市が 4.5 億円をかけて建設・運営（公設公営）
→公民連携を進めるため一旦事業ストップし、令和 3 年に提案のあった蔦井株式会社を市の事業パートナーに認定
→市は事業者と 30 年間の事業用定期借地契約を締結
→事業者は 16 億円かけて施設整備を行い、神馬の湯を運営（民設民営）

6 ネーミングライツ

桑名市は新たな財源を確保するため「公民連携ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度」を導入

①ネーミングライツ導入事例

公共施設＝平成 27 年に NTN 株式会社が総合運動公園のネーミングライツを取得（年間 50 万円×5 年）
歩道橋＝平成 30 年に大和ハウス工業が中央歩道橋へのネーミングライツを取得（2 件で年間 40 万円）

②ネーミングライツの導入効果

合計 13 件で年間 440 万円の歳入増、企業は新たな価値の創出

③導入に当たっての検討事項

- ・利用者や地域住民との合意形成が重要
地域住民の中には公園など名称を変えたくない想いの人もいる。
市は住民との十分な対話が必要

7 まとめ

今回、桑名市の公民連携の取組を視察させていただき、財政状況の改善に向け公民連携を進める不退転の覚悟が感じられた。恐らくそこが短期間に公共施設のあり方を変えることができた要因となったものと思われる。

ここに重要な点をまとめてみる。

- ①財政状況の改善に向けた市長の強いリーダーシップが必要
- ②民間事業者は市の重要な事業パートナーと位置づけること
- ③民間提案を受け付ける常設の窓口（部署）を持つこと
- ④市の所有する公共施設のデータベース化を図り、常に外部にオープンにしていくこと
- ⑤民間からの提案に対して、条例改正も含め素早い対応が行える体制を整えること

上田市も平成 18 年の市町村合併により余剰や重複した公共施設のあり方が大変大きな問題となっている。施設の統廃合や民間譲渡への考え方は総論賛成・各論反対の世論の中、市全体としてなかなか議論が進んでいないのが実情である。上記に5つの重要な点を述べたが、一番重要と思われるのは首長の姿勢である。問題を先送りにせず、現場の最前線に立って采配を振るうことが大切。議会としても厳しい指摘を行いながら、行政に寄り添って公民連携を進めていかなければならないと強く感じさせられた視察であった。



桑名市役所（視察会場）

※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

令和5年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

| | | | | |
|------|---------------|----------------|--------------|--------------|
| 委員会名 | 総務委員会 | | | |
| 参加委員 | ◎宮下省二 西沢逸郎 | ○石合祐太 久保田由夫 | 矢島昭徳 半田大介 | 堀内仁志 土屋勝浩 |

◎委員長、○副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

上田市にも市の保有する未利用財産が存在する。また、現状では低利用で経営上赤字が累積する市の保有財産も存在する。本来、これらの未低利用の市保有財産は財政上削減していくことが望ましい。

しかし、「財産有効活用民間提案制度」のように低・未利用の財産を民間事業者が利活用していくことにより、財政負担軽減だけでなく同時に市民サービスの向上につながる有効な制度が存在し、特に中山間地域等の市保有財産を有効活用することは、地域の活性化や交流人口の増加等の地域振興につながる。

そこで、当該制度を規定化し積極的に活用している福井市の当該制度の現状と実態を把握するための視察をし、上田市の参考にしたい。

2 実施概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-------------|----|--|----|---------------------|-------|-------------|--------|---------------|---------|---------------------|------|-----------------|---------|-----------------|-------|-----------------|---------|-----------|
| 実施日時 | 視察先 | 福井県福井市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年8月3日(木) 9時30分～11時00分 | 担当部局 | 財政部 施設活用推進課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視察事業名 | 財産有効活用民間提案制度について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告内容 | <p>1 視察先の概要</p> <p>[福井市の概要データ] ()内は上田市の統計</p> <table border="0"> <tr> <td>面積</td> <td>536.42 km² (552.04 km²)</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>259,642人 (154,615人)</td> </tr> <tr> <td>財政力指数</td> <td>0.81 (0.59)</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>87.0% (85.5%)</td> </tr> <tr> <td>決算額(歳出)</td> <td>1,216.3億円 (772.2億円)</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>29.38% (30.80%)</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者比率</td> <td>15.13% (16.54%)</td> </tr> <tr> <td>行政職員数</td> <td>2,285人 (1,281人)</td> </tr> <tr> <td>市議会議員定数</td> <td>32人 (30人)</td> </tr> </table> <p>2 視察先の特徴</p> <p>県の北部、九頭竜川、足羽川、日野川の3河川により形成された福井平野の中央に位置し、3大河川がもたらす豊かな水と肥沃な土地により、</p> | | 面積 | 536.42 km ² (552.04 km ²) | 人口 | 259,642人 (154,615人) | 財政力指数 | 0.81 (0.59) | 経常収支比率 | 87.0% (85.5%) | 決算額(歳出) | 1,216.3億円 (772.2億円) | 高齢化率 | 29.38% (30.80%) | 後期高齢者比率 | 15.13% (16.54%) | 行政職員数 | 2,285人 (1,281人) | 市議会議員定数 | 32人 (30人) |
| 面積 | 536.42 km ² (552.04 km ²) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人口 | 259,642人 (154,615人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財政力指数 | 0.81 (0.59) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経常収支比率 | 87.0% (85.5%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算額(歳出) | 1,216.3億円 (772.2億円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢化率 | 29.38% (30.80%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後期高齢者比率 | 15.13% (16.54%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政職員数 | 2,285人 (1,281人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市議会議員定数 | 32人 (30人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

おいしいお米や野菜が作られている。また、市の西側は日本海に面し、冬の「越前がに」に代表される海の恵みも豊富である。幕末より織物王国の基礎がつくれ、現在は繊維工業や化学工業さらには卸売業が基幹産業となっている。明治以後は福井県の政治経済の中心として発展している。また、2024年春の北陸新幹線福井駅開業や2026年中部縦貫自動車動全線開通を予定している。

3 視察事項について

(1) 福井市の「財産有効活用民間提案制度」の導入の経緯

- ・リーマンショック以降、福井市の財政状況は悪化状態。
- ・H29年度、台風21号の被害や大雪による除排雪対策に多額の経費が発生し、福井市一般会計の実質収支が赤字となり財政調整基金はゼロとなる。
- ・H30年度、計画最終年度の財政調整基金残高30億円以上と収支均衡した財政構造の確立のため「福井市財政再建計画」の策定（H30～R5）。
- ・上記計画の具体的な方策の一つとして財産収入の確保のため民間提案制度を活用し、低利用・未利用財産の売却や貸付を推進した。
- ・以上の背景により「福井市財産有効活用民間提案制度」がスタートした。

(2) 「福井市財産有効活用民間提案制度」の概要

- ・福井市が所有する遊休財産を有効活用するため、民間事業者から、市の財政コスト削減や市民サービスの向上、地域活性化につながるユニークな提案を求め、市との協議を経て実施。
- ・民間事業者の提案は知的財産として捉え、提案が採用され、市と協議が整った場合には、提案者と随時契約を行う。
- ・民間事業者としても、新たなビジネスモデルの構築や企業イメージの向上につながり、福井市と民間事業者とが互いにメリットがある。
- ・協議中に事業関係者と調整がつかないなど、提案内容の実現が困難な場合、契約は行わない。
- ・中山間地域等の財産を有効活用することにより、地域の活性化や交流人口の増加等が期待できるため、R2年度より、当該地域で「地域の振興に資することを目的とした事業」を行う場合、当該財産を無償又は減額による貸付も可能とした。

[地域振興に資することを目的とした事業]

- ・地域の産業の振興に資する事業
- ・地域の雇用創出に資する事業
- ・地域の社会福祉の増進に資する事業
- ・地域の教育・文化の振興につながる事業
- ・上記の他、地域の実情に即した地域活性化につながる事業

(3) 民間事業者の応募条件

- ・ 応募資格は提案内容を自ら実施する法人及びその他団体（個人事業主、共同提案等の提案も可能）
- ・ 募集提案内容として市の財政縮減や市民サービスの向上等につながる提案内容であることが必須条件である。
- ・ 受付できない提案内容としては、市に経費負担が発生する提案、提案者以外が実施主体となる提案、公序良俗に反するなど市にふさわしくないと判断した提案等が挙げられる。

・ 募集する提案について

① [低・未利用財産等の活用提案]

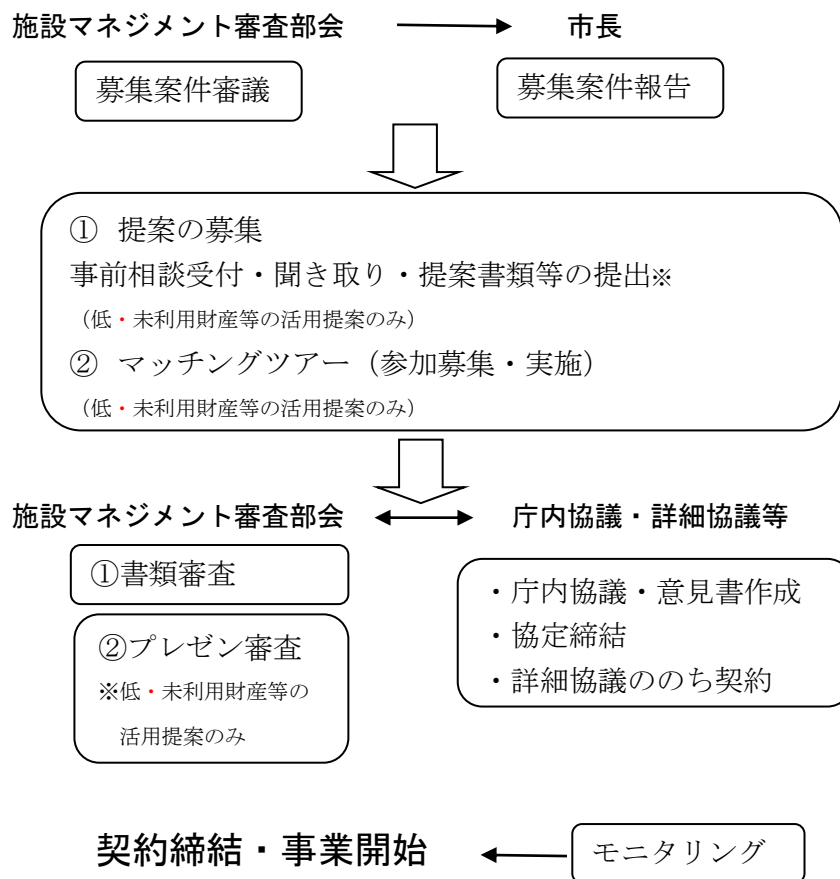
- ・ 低・未利用地の借受け
- ・ 低・未利用建物の借受け
- ・ 建物の余剰スペースの借受け

② [広告提案]

- ・ 公共施設内への広告掲出。
- ・ 窓口封筒や送付ハガキへの広告掲載
- ・ 広告付物品の無償提供
- ・ 施設のネーミングライツ（命名権）等

(4) 事業開始までのスケジュール

[事業開始までのフロー]



- ・「低・未利用財産等の活用提案」については、提案前の事前相談、市のヒアリング、プレゼン審査が必須となる。ただし、現地調査は希望者のみである。
- ・「広告提案」は書類審査のみを実施。一つの広告媒体に複数の提案があった場合には、提案価格等により優先順位付けを行う。
- ・プレゼン審査（低未利用財産等の活用提案のみ）は提案内容、事業計画、実施体制、財政負担の軽減、独自性、地域連携等の項目について施設マネジメント審査部会で非公開にて決定する。
- ・契約締結後、事業者は責任をもって提案内容の履行を求められるので、財産所管所属が事業内容の実施状況についてモニタリングを実施。

(5) 「福井市財産有効活用民間提案制度」の特徴

- ・対象財産を決定していく際、事前にサウンディング型市場調査は原則としてしない。あくまでも民間提案制度に重点をおいている。地元の市民の意見や要望があった場合、事例的には越前水仙の里を存続させるか否かについてのサウンディング型市場調査を実施した。サウンディング型市場調査自体も知的財産となり、実施するからには何らかのリアクションをすべきであり、慎重に実施する。
- ・市は提案者に対し単独の随意契約を保証しているが、提案には民間事業主のアイデアやノウハウが入っている「知的財産」と捉えているからである。
- ・特に、中山間地域等の財産有効活用において対象となる財産については、廃止リストなどを作成している。年度ごとに新たな財産を公表するのではなく累積させている。
- ・低・未利用財産の活用についての無償及び減額の判断基準は明確なものはない。民間提案制度は場所と地域振興があるか、民間事業者からの希望も聴いている。
- ・「福井市遊休不動産マッチングツアー」を実施して、実際に周囲の状況を視察し、財産を見たその場で提案が得られたり、地域住民の要望をその場で伝えられる点などの効果が見られる。
- ・指定管理制度と同様に民間提案制度にモニタリングを実施している。また、見直しについても、原則として5年間ぐらいを見直し期間としているが、市の経済的負担がないことや不動産が対象になることが多いことから、10年・20年にしていることもある。
- ・「福井市財産有効活用民間提案制度」のデメリットとして挙げられるのは、行政財産と普通財産が共有されている財産の休止や廃止は大変困難であるため、民間提案制度を考えにくい。

(6) 福井市遊休不動産マッチングツアーについて

- ・遊休不動産だけでなく、その周辺エリアの食や観光などの地域資源や住民、地域団体と遊休財産利活用希望者のマッチングを図り、さらなる利活用を目的とする。
- ・老朽化する公共施設の修繕、改修、建替えにかかるコストシュミレー

| | |
|--|---|
| | <p>ション結果（不動産の把握）後、民間の提案制度の提案を受け入れる過程において民間の事業団体に実際のエリアを視察してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツアー最後に参加された団体との意見交換会を実施。 ・ 福井市として当該エリアについて、どういうエリアにしたいのかという点について明確に伝えておく必要がある。 <p>・ マッチングツアー具体的事例</p> <p>[旧野外趣味活動施設フィッシングセンター跡地] もともとは釣り堀の施設だったコンクリート建造物で3つ残存している。漁港に近く潮風が感じられる。</p> <p>[鷹栖漁港] 漁船が並ぶ漁協組合の建物の近くで年中広く釣りが楽しめる。</p> <p>[鷹巣荘] 源泉かけ流し100%の天然温泉。全室オーシャンビューの部屋からは日本海が一望できる絶景の宿で贅沢な時間を過ごせる。</p> <p>[鉾島] 荒波に浸食された高さ50mの岩場。夕日がとても美しく、撮影スポットとしても人気である。</p> <p>[志野製塩所] 越前海岸の豊かな自然や資源を感じる廃工場を活用した地域の小さな商店といえる。</p> <p>[弁慶の洗濯岩] 日本海の荒波に浸食されてできた様々な紋様のある奇岩で、洗濯板のようにフラットの形をしている。海水浴や岩場遊びも楽しめる。</p> <p>[越前水仙の里公園] 旧水仙ミュージアム。長い間未使用で、内部の状態はあまり良好とはいえないが、ポテンシャルは高い施設である。</p> <p>(7) 当該制度の事業化の具体的事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低・未利用財産等の活用の事例 <p>[市役所庁舎本館地下食堂の活用]平成30年度実施 財政再建の確保や施設の老朽化が課題であった市庁舎本館地下食堂スペースの活用を行い、食堂の運営や障がい者の就労活動の場として活用している。</p> <p>[芦見生涯学習施設遊休スペースの活用]令和元年度実施 貸館施設として稼働率が低く、空きスペースが多いことが課題であっ</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| | <p>た芦見生涯学習施設内の遊休スペースを活用して、短期集中型のフィットネス指導事業を行っている。</p> <p>[旧国見公民館の活用]令和2年度実施 賃料の負担軽減や地域の理解等が課題であった旧国見公民館を、クラゲを中心とした海洋生物の展示体験施設として活用している。地域振興に資する提案と認定され、無償貸借により建物及び敷地が利活用されている。</p> <p>[旧すかっとランド九頭竜の活用]令和3年度実施 旧すかっとランド九頭竜の一部（体育館、トイレ、駐車場）を活用して、トランポリン等の教室を実施する予定である。</p> <p>・ 広告事業具体的事例 [市ホームページのバナー広告] [ごみ分別パンフレットへの広告掲載] [市役所内広告付案内地図板] [自然史博物館分別ネーミングライツ] [図書館の貸出雑誌の無償提供] [行政情報冊子の作成・無償提供]</p> |
| <p>考 察</p> <p>(まとめ:市政に活かせると思われる事項等)</p> | <p>1 遊休不動産マッチングツアーの実施について 福井市遊休不動産マッチングツアーにおいて「旧野外趣味活動施設フィッシングセンター跡地」を視察時に民間事業者から老朽化した釣り堀をキックボード場にリニューアルしてみようという提案があったときに、このような発想は行政の立場からするとあり得ない発想だったという。また、このように民間事業者のアイデアやノウハウはまさに「知的財産」というべきである。 上田市でも遊休不動産をリストアップして民間事業者に募集広告をし、マッチングツアーを実施し民間事業者から当該不動産の利活用のアイデアやノウハウの提案をもらうことなどは参考になる。</p> <p>2 市役所庁舎本館地下食堂の活用について 既に福井市では、民間提案制度で実施されている事案である。財政再建や施設の老朽化が課題であった市庁舎本館の一部を地下食堂スペースの活用を実施し、食堂の運営や障がい者の就労活動の場として活用している。 上田市にも市保有財産の施設に部分的にデッドスペースとなる場所が存在する。部分的とはいえ、このような施設を利活用することは地域の活性化事業となり、大変有効な事例である。</p> <p>3 旧国見公民館の活用について 旧国見公民館については、クラゲを中心とした海洋生物の展示体験施設として既に活用しているが、このような事業が果たして収入が見</p> |

込めるのか、存続できる事業なのかなどの不安が生じるのは当然のことであるが、民間提案制度について基本的に市は契約時の貸付（無償又は減額もあり得る）期間が満了するまで関与する制度であり、経営状況など地元住民からの要望がない限り、一切補助することもないので財政負担にならない点も特徴の一つである。

上田市も現状で 100 以上の施設が指定管理下で運営されている。当該制度に置き換えることが可能な案件も存在する。置き換えにより、市が大幅な減収に追い込まれては意味がないので、検証する必要があるが、上田市の低・未利用財産についても参考にしていきたい。



福井市役所（視察会場）

※視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと